#### 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:民生費 項:社会福祉費 目:地方改善費

## 事業名 同和団体助成費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 人権施策推進課 同和施策係 電話番号:058-272-1111 (内 2442)

E-mail: c11227@pref.gifu.lg.jp

事業費

10.400 千円 (前年度予算額:10.400 千円)

#### <財源内訳>

				財	源		内	訳				
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	# 17/1 A	7 0 114	ıĦ	/ <del>=</del>	1	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年度	10,400	0	0	0		0	0	0		0	10,	400
要求額	10, 400	0	0	0		0	0	0		0	10,	400
決定額												

#### 2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

同和問題の解決を図ることを目的として活動する団体に対する補助金

(2) 事業内容

部落解放同盟岐阜県連合会 5,120 千円

自由同和会岐阜県本部

5,120 千円

岐阜県隣保館運営協議会

160 千円

(3) 県負担・補助率の考え方

同和問題解決に向けた施策の効果的かつ円滑な推進を図る。

(4)類似事業の有無

無

#### 事業費の積算内訳 3

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	10, 400	同和問題解決を図ることを目的に活動する団体に対する補助金
合計	10, 400	

#### 決定額の考え方

## 県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業■ 継続要求事業

補助事業名	岐阜県地方改善事業費等補助金
補助事業者(団体)	部落解放同盟岐阜県連合会
	(理由) 同和問題の解決に向けた啓発、相談対応等に
	ついて行政の手の届かない部分を補完して実施
	している団体
補助事業の概要	(目的) 同和問題解決に向けた施策の効率的かつ円滑
	な推進
	(内容)団体の運営又は事業に要する経費のうち、知
	事が適当と認めた経費を対象とする。
	(人件費、分担金、慶弔費等は対象外)
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	<b>(内容)</b> 補助額 5,120 千円
	(理由)岐阜県地方改善事業費等補助金交付要綱に基
	づき知事が定めた金額を補助
補助効果	同和地区住民を主たる構成員として組織している当
	団体は、県の同和施策の効率化及び円滑化に果たす役
	割が極めて大きく、団体の健全育成を図ることで、県
	内の同和問題の解決と地域住民の福祉の増進が期待で
	きる。
終期の設定	終期令和5年度
	(理由)これまでに実施してきた同和対策事業により、
	住環境などの物的事業については一部を除きほぼ完了
	したが、結婚差別、就職差別などの心理的差別は依然
	として根強く残っており、今後も差別解消のための啓
	発事業を進めていく必要がある。県の啓発活動の充実
	強化のためには、同和対象地域にある8支部480人
	で組織されている県下最大の同団体の影響力は極めて
	大きいものがあり、同団体の協力がなくては県の同和
	施策の推進に多大な支障が生じる恐れがあるため、同
	団体の健全育成の継続を図るために、引き続き補助す
	る必要がある。

#### (事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

団体の健全育成を図り、同和問題の早期解決と地域住民の福祉の増進に寄与する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	目標	目標
	(H**年度末)	(R3 年度末)	(終期)
1			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	5,120 千円	5,120 千円	5,120 千円	(予算額) 5,120 千円	(要求額) 5,120 千円
指標①目標					
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

#### (前年度の成果)

団体に対して補助を行うことで、同和問題解決に向けた施策を効率的かつ 円滑に推進することができた。

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

同和問題に対する正しい理解と認識が県民の心に十分に行き届いていると は言えない状況にある。

要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)
性が高い ム:必要性が低い
目的の達成に向け県の施策を補完する効果が期待できる。
効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
期待どおりの成果が得られていない
同和問題の解決に向けた施策の推進と地域住民の福祉の増進に
寄与している。
率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
化は図られている Δ:向上の余地がある
交付要綱に基づき実施している。

#### (事業の見直し検討)

現行の運営費・事業費を対象とする定額補助から、事業に見合った額を補助する事業費補助への見直し(平成17年度の交付要綱改正により、実質的には事業費補助を主目的としている。)を図るため、団体の自主啓発事業の取組み強化を指導

#### (終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

#### (理由)

平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別が今なお存在し、その解消が国の重要な課題とされ、国の責務のほか、地方公共団体に教育・啓発、相談体制の充実等に努める責務が定められた。

部落差別の実態や当事者の声の把握、当事者が行政に相談しにくい事項の相談対応等は、同和問題の解決に長年取り組む両団体でしかできない部分も多く、法律に定められた責務を果たすためにも両団体の活動支援及び団体との連携は不可欠である。

# 県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業
■ 継続要求事業

補助事業名	岐阜県地方改善事業費等補助金
補助事業者(団体)	自由同和会岐阜県本部
	(理由)同和問題の解決に向けた啓発、相談対応等に
	ついて行政の手の届かない部分を補完して実施
	している団体
補助事業の概要	(目的) 同和問題解決に向けた施策の効率的かつ円滑
	な推進
	(内容) 団体の運営又は事業に要する経費のうち、知
	事が適当と認めた経費を対象とする。
	(人件費、分担金、慶弔費等は対象外)
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	<b>(内容</b> ) 補助額 5,120 千円
	(理由)岐阜県地方改善事業費等補助金交付要綱に基
	づき知事が定めた金額を補助
補助効果	同和地区住民を主たる構成員として組織している当
	団体は、県の同和施策の効率化及び円滑化に果たす役
	割が極めて大きく、団体の健全育成を図ることで、県
	内の同和問題の解決と地域住民の福祉の増進が期待で
	きる。
終期の設定	終期令和 5 年度
	(理由)これまでに実施してきた同和対策事業により、
	住環境などの物的事業については一部を除きほぼ完了
	したが、結婚差別、就職差別などの心理的差別は依然
	として根強く残っており、今後も差別解消のための啓
	発事業を進めていく必要がある。県の啓発活動の充実
	強化のためには、同和対象地域に5支部を有し、企業・
	団体を対象とした講演会や研修会の開催、機関誌等に
	よる人権啓発など、積極的な人権活動に取り組む同団
	体の協力が必要不可欠であり、同団体の健全育成の継
	続を図るために、引き続き補助する必要がある。

#### (事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

団体の健全育成を図り、同和問題の早期解決と地域住民の福祉の増進に寄与する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	目標	目標
	(H**年度末)	(R3年度末)	(終期)
1			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	5,120 千円	5,120 千円	5,120 千円	(予算額) 5,120 千円	(要求額) 5,120 千円
指標①目標					
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

#### (前年度の成果)

団体に対して補助を行うことで、同和問題解決に向けた施策を効率的かつ 円滑に推進することができた。

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

同和問題に対する正しい理解と認識が県民の心に十分に行き届いていると は言えない状況にある。

事業の評価	i)						
・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)							
〇:必	要性が高い ム:必要性が低い						
(評価)	目的の達成に向け県の施策を補完する効果が期待できる。						
0							
<ul><li>事業の</li></ul>	有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)						
〇:概才	ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている						
Δ:また	だ期待どおりの成果が得られていない						
(評価)	同和問題の解決に向けた施策の推進と地域住民の福祉の増進に						
0	寄与している。						
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)							
〇:効率化は図られている Δ:向上の余地がある							
(評価)	交付要綱に基づき実施している。						
0							

#### (事業の見直し検討)

現行の運営費・事業費を対象とする定額補助から、事業に見合った額を補助する事業費補助への見直し(平成17年度の交付要綱改正により、実質的には事業費補助を主目的としている。)を図るため、団体の自主啓発事業の取組み強化を指導

#### (終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

#### (理由)

平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別が今なお存在し、その解消が国の重要な課題とされ、国の責務のほか、地方公共団体に教育・啓発、相談体制の充実等に努める責務が定められた。

部落差別の実態や当事者の声の把握、当事者が行政に相談しにくい事項の相談対応等は、同和問題の解決に長年取り組む両団体でしかできない部分も多く、法律に定められた責務を果たすためにも両団体の活動支援及び団体との連携は不可欠である。

## 県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業 ■ 継続要求事業

補助事業名	岐阜県隣保館運営協議会事業費補助金
補助事業者(団体)	岐阜県隣保館運営協議会
	(理由) 同和問題の解決に向けた啓発、相談対応等に
	ついて行政の手の届かない部分を補完して実施
	している団体
補助事業の概要	(目的) 同和問題解決に向けた施策の効率的かつ円滑
	な推進
	(内容)団体の事業に要する経費のうち、知事が適当
	と認めた経費(研修会開催費等)を対象とする。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
	( <b>内</b> 容)補助額 160 千円
	(理由) 岐阜県隣保館運営協議会事業費補助金交付要
	綱に基づき知事が定めた金額を補助
補助効果	隣保館相互の連絡調整や職員研修など当協議会が行
	う事業を支援することは、県内の隣保館事業の推進が
	図られることになり、県内の同和問題の解決と地域住
	民の福祉の増進に寄与することができる。
終期の設定	終期令和5年度
	(理由)これまでに実施してきた同和対策事業により、
	住環境などの物的事業については一部を除きほぼ完了
	したが、結婚差別、就職差別などの心理的差別は依然
	として根強く残っており、今後も差別解消のための啓
	発事業を進めていく必要がある。県の啓発活動の充実
	強化のためには、対象地域における福祉向上、人権に
	関する啓発・相談、住民交流の拠点としての隣保館の
	役割が重要であり、職員の資質向上と活動の充実が必
	要不可欠である。このため、県内の6か所の隣保館の
	相互の情報・意見交換、職員研修、地域の(差別事案
	等の)状況把握など、積極的に事業を展開している当
	団体に対して、今後も継続して補助する必要がある。

#### (事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

団体の健全育成を図り、同和問題の早期解決と地域住民の福祉の増進に寄与する。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標(終期)
1			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	160 千円	160 千円	160 千円	(予算額) 160 千円	(要求額) 160 千円
指標①目標					
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

#### (前年度の成果)

団体に対して補助を行うことで、同和問題解決に向けた施策を効率的かつ 円滑に推進することができた。

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

同和問題に対する正しい理解と認識が県民の心に十分に行き届いていると は言えない状況にある。

事業の評価)				
・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)				
〇:必要性が高い △:必要性が低い				
(評価)	目的の達成に向け県の施策を補完する効果が期待できる。			
0				
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)				
〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている				
Δ:まだ期待どおりの成果が得られていない				
(評価)	同和問題の解決に向けた施策の推進と地域住民の福祉の増進に			
0	寄与している。			
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)				
〇:効率化は図られている Δ:向上の余地がある				
(評価)	交付要綱に基づき実施している。			
0				

#### (事業の見直し検討)

- ・生活困窮者自立支援法等に基づく新たな社会福祉制度の活用に向けた情報 収集や職員研修の取組み強化の指導
- ・団体の自主啓発事業の取組み強化を指導

#### (終期到来時の翌年度以降の事業方針)

#### 継続・削減・統合・廃止

#### (理由)

平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」では、部落差別が今なお存在し、その解消が国の重要な課題とされ、国の責務のほか、地方公共団体に教育・啓発、相談体制の充実等に努める責務が定められた。

部落差別の実態や当事者の声の把握、地区外住民との交流促進、当事者が行政に相談しにくい事項の相談対応等は、隣保館が重要な役割を果たしており、法律に定められた責務を果たすためにも県内隣保館の活動に関して広域的に連携し、情報交換及び職員の資質向上を図る目的で活動する当団体への継続的な支援が必要である。